

平成20年第4回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成20年12月11日(木曜日)

午前10時00分開議

午前11時38分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	11番	遠山 昭二 君	12番	岡崎 治夫 君
	13番	谷口 隆徳 君	14番	山田 道行 君
	15番	田宮 正秋 君	16番	斉藤 昇 君
	17番	山居 忠彰 君	18番	牧野 勇司 君
	19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
	21番	神田 壽昭 君	議長	22番 岡田 久俊 君

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 伊藤暁君

監査委員会 三原紘隆君

監査委員会局長 谷口春三君

事務局出席者

議事事務局局長 辻本幸慈君

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局幹事 浅利知充君

議事事務局幹事 中井聖子君

議事事務局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

18番 牧野勇司議員。

18番(牧野勇司君)(登壇) 2008年第4回定例会に当たり、当面する諸課題について市長の見解をお伺いいたします。

新年度予算編成方針にかかわる行財政改革並びに主要な公共投資について、及び市立病院経営改革プランについては、さきの斉藤昇議員の質問に対する答弁がなされておりますので、取り下げさせていただきます。

そこで、農畜産物加工株式会社の現状と運営方針についてお伺いいたします。

この会社は、すぐる食品の技術支援を受けて、市の全額出資の第三セクターとして1995年設立されました。従業員は現在34人で、バレイショ、卵製品やお好み焼きなどを製造し、本年6月議会で報告された19年度の決算では、支払い労務費が約7,500万円に上り、すぐるへの販売が売上高の93%を占める約2億6,000万円となっており、また、バレイショ、キャベツなどの原材料購入実績は約400トンであります。以上の状況からも、この施設は地元生産者の所得向上や雇用の場の拡大など、本市経済に多大な貢献を果たしてきていると考えるのでありますが、そこで原材料の地元購入額とその割合についてお知らせください。

次に、新潟県長岡市の島田化学工業が、工業用の事故米をでん粉に加工し、食用に不正転用販売した事件についてであります。すぐるは、卵加工食品の質のよさで定評があり、その製品は全国の学校や幼稚園あるいは老人施設などの給食に提供されていましたが、この事故米が流通の可能性の段階で、自主的に各地の学校給食会に名乗り出、みずから自主回収したことで大きな損害を受けることになりました。いわば、事故米事件の被害者であります。しかし、視点を変えれば、納入が判明した約40企業のうち、安全が保証されるまで自主回収に踏み切った唯一の会社であり、この真摯な姿勢、つまり、まじめでひたむきな業務手法は信頼に値する会社であると私は存するのであります。

そこで、農林水産省の町田総合食料局長から、去る12月3日、事故米が混入したおそれのある島田化学工業の米でん粉の販売先根拠が特定できないとして、すぐるに対して、大変御迷惑

をおかけし、深くおわび申し上げますとの謝罪文が出されました。しかし、一たん出たイメージの回復と風評被害は、簡単には沈静化できる状況ではありません。その後、これらの事故米問題では、農水大臣と農水事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展し、また、農水省は去る11月28日、今回の問題で、02年のBSE発生時を上回る、井出道雄事務次官ら幹部職員25人に減給などの処分を発表しました。加えて、石破茂農水大臣も、農水省の最高責任者として大臣報酬2カ月分を国庫に自主返納するようであります。

一方、事故米不正転売の再発防止に向けて、流通履歴を義務づけるシステムの関連法案を、来年の通常国会に提出する方針のようであります。

これらの事件から痛感することは、BSE問題を教訓に構築したはずの食の安全行政で、事故米を食用に転用した三笠フーズを96回も立入検査、立入調査しながら不正を見抜けず、絶対にあってはいけないミス農水省は犯したのであります。私は、この問題を根本から断つには、1995年のミニマムアクセス米制度を見直す必要があると考えます。世界的な食料不足で穀物価格が高騰する中、国内で受給できる米をあえて輸入するという制度の矛盾が露呈したのであります。

また、同年に食糧管理制度がなくなり、食糧法に移行されました。規制緩和を柱にした新法で、新規参入は容易となり、米業者が乱立、競争と淘汰の時代に入ってきたのであります。結局、農水省は、証拠の決め手となる事故米入りでん粉を発見できず、食品衛生法違反容疑で島田化学工業の刑事告発を事実上断念いたしました。一方、すぐるは、島田化学工業に総額7億6,400万円の損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴したと報じられております。

そこでお伺いいたします。

第1に、問題発覚後、本市はこの加工施設の最大の販売先であるすぐるとどのような連携、協議を進めてきているのか。

第2に、自主回収費用については、国からの補てん策が講じられているのかどうか。

次に、第3に、この第三セクターの社長は市長であり、確固たる経営基盤を築くため、今日まで役職員が一丸となって経営努力をしてきた結果、昨年度末で3,550万円の利益、剰余金が計上されているのでありますが、事件発覚後、すぐるからの受注減に伴う生産調整で、一時、臨時休業を余儀なくされたけれども、現在の施設稼働状況と雇用実態はどのようになっているのか。

第4に、本年度事業計画の各種製品売り上げ2億8,000万円について、決算見込みをどの程度と予測されているのかお知らせください。

更に、第5には、農水省の謝罪文書を受けて、すぐるは安全宣言を出しました。その後、市教育委員会は11月から卵製品の学校給食への使用を再開したのでありますが、全道全国の再開状況について、知り得る範囲でお知らせください。また、本市から各地に発信できる有益な情報は無いものでしょうか。

次、第6に、すぐるは深川市、中標津町に工場を有しております。各自治体で企業立地の条

件や地域経済に与える影響度も異なるとは存じますが、学校給食への提供なども含めて、どのように連携が図られているのか。デイジー食品土別工場が、来年3月末での閉鎖撤退を明らかにしました。関係者はもちろん、市民ははかり知れぬ衝撃を受けていると推察いたします。同じ武徳の地に隣接するこの加工工場の経営基盤を強化することは、私は新年度の重要な課題であると考えます。本年度の事業改革にも挙げられている、地元農畜産物を原料とする新商品開発や、安定的に販売できる商品、販売先の開拓など、会社の自立も今後求められてくると推察いたしますが、具体的対応策についてお示しください。

また、現在進められているサフォークプロジェクト商品の製造過程における施設の活用方策についても、将来視野に入れるべきではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、質問の第2点目は、愛媛県立農業大学校実習生の受け入れ対策についてであります。

歴史を顧みますと、昭和41年に初めて30名の実習生を受け入れ、平成20年度で43回目を迎える長い歴史を持つ事業であり、本市での農業実習生は延べ2,300名を超える実績であります。この窓口体制は、平成7年まで土別市酪農組合連合会、そして8年以降は、耕種農家も含めた受け入れ協力会を設立し、対応されております。本年は、6月と9月に各2週間にわたり39名の学生が実習に訪れています。

そこで、この受け入れ規約の目的には、農業体験実習生の受け入れを行い、次代の農業・農村を担うすぐれた農業後継者や農業指導者となるための知識や技術の習得に協力し、土別市と愛媛県との親善に寄与するとなっており、事務局は経済部に置かれております。また、学校側では、毎年土別から帰ると学生たちには自信と自覚が芽生え、大きく成長するなど、重要な体験実習と報じられているところであります。この事業を長期間にわたり継続できることは、受け入れ協力会の努力とともに、本市には将来を担う若い農業後継者に農業の知識と技術を指導することのできる大きな土壌があるあかしであると思っております。

そこで、何点かお伺いいたします。

第1に、受け入れ協力会の会員数と本年の受け入れ農家戸数について。

第2に、この事業の費用負担の内容について。

第3には、実習期間と実習後の検証について。

第4に、受け入れ農家に生ずる効果について。

第5に、近年の課題と解決策について。

そして、第6に、市はこの事業にどの程度の財政支援を行っているのか、その内容について。以上、お知らせください。

農業大学校は、あすの農業を支える若者を養成する専修学校であり、2年間の就業年限で、現在42の道府県に設置されております。愛媛農業大学校のホームページによりますと、全国的に有名な道後温泉から30分の松山市に位置し、学校要覧には、北海道農業体験学習や本年11月3日に開催された大学校収穫祭での北海道士別市特産コーナーの様子が紹介されております。去る8月24日開催の、本市産業フェアにおいても、受け入れ農家の女性でつくるオレンジ会に

より、愛媛産オレンジジュースの試食販売会が実施されました。一方、大学校収穫祭には、毎年受け入れ農家等が参加し、土別のPRも兼ねて、地場農産品の販売を実施し、学生や父母、加えて市民との交流を行っているのです。

そこで、私はせめて収穫祭への参加旅費の一部を農業農村活性化計画の趣旨に沿い支援できないものか、また、毎年受け入れ式、解散式が実施されておりますが、市理事者も出席して歓迎のあいさつは述べるべきでないか、また、実習終了時点では、本市の雄大な自然や資源、農業に関連する施設などの観光案内や、本市農業後継者との交流会などの設定をすべきでないかと考えるのであります。

昨年春、下土別では、小学校の校長、教頭と父母の協力会のメンバーが実習生との懇談会を公民館分館で開催し、本市のPRや移住、新規就農などについて話し合いが持たれたと聞き及んでおります。現在、各自治体は、趣向を凝らし、滞在型観光客や移住希望者誘致の争奪戦を繰り広げております。本市も、ようこそ土別プロジェクトを設立し、体験型観光創出事業を展開中であります。

過日、東京・大阪での北海道暮らしフェアに関係者が参加し、本市をPRしたことが報道されております。関東地区では、土別の知名度は年々上昇気流だけれども、関西方面ではまだまだ低いとの報告であります。本市で2週間の農業体験実習を経験した愛媛農業大学の同窓生は、全国各地各界で活躍されていると推察するのであります。加えて、教員、家族にとって、北海道士別市は、知名度や友好都市としての認知度は高いのではないのでしょうか。

この受け入れ協力会の会長を務める下土別町の藤田良治さん宅の農場に、現在、北海道農業担い手育成センターの紹介により、本年11月から静岡県出身の若者が新規就農を目指し、羊の飼育法と農業技術の習得に励んでおります。この藤田農園は、ようこそ土別プロジェクトのパンフレットにも体験農園として唯一掲載されており、今後に大きく期待を寄せる一人であります。願わくば、近い将来、愛媛農業大学の実習経験者から本市での新規就農に意欲ある人材が誕生することを期待するものであります。そのためにも、私は長年にわたり持続されているこの事業を、大切に、かつ有効に対応すべきであると考えます。より一層連携を図り、友情を深め、協力会とともに、行政が充実した施策を樹立することを強く要望する次第であります。

次に、質問の最後は、子ども農山漁村交流プロジェクトについてお伺いいたします。

総務省、文部科学省、農林水産省による連携事業として、本年度からモデル地域が30余道県、53地域で設置され、小学生の受け入れ事業が進められております。このプロジェクトの目的は、学ぶ意欲や自立心をはぐくむ教育活動として、全国2万3,000校の小学校5年生120万人が農山漁村で1週間程度の宿泊体験活動に参加できるようにすることを目指すものであります。5年後には、全国の500地域で100人規模の受け入れ態勢を整える計画で、関係3省は09年度の予算に、インターネットの活用で受け入れる地域側の情報発信の強化も盛り込み、体制整備を支援する方針であります。また、将来は対象を中学、高校、大学生などに広げることも予定されているのであります。

近年、体験教育旅行を重視する学校が増えてまいりました。修学旅行も、従来の歴史的な名跡をめぐるものから、体験を組み込む形に移りつつあります。食育との絡みで、農山漁村の暮らしを体験する形式も増えてきている状況であります。確かに、受け入れ側は大変であります。しかし、子供たちとの心の交流の喜びも手にできると言われております。修学旅行も過疎自治体での誘致合戦が展開されつつある現状です。

特に、北海道においては、従来の小樽方面から上川方面に滞在する傾向になっていることから、隣、名寄市では、産業ビジネスを視野に入れて、修学旅行生の農業農村体験受け入れ、地域農業の活性化を目指すグリーンツーリズムの推進協議会が本年4月に発足され、その後、先進地調査が実施されておりますし、また、和寒、剣淵の両町でも、修学旅行生の農業体験を積極的に推進しています。本年5月には、兵庫県川西市の中学生約250人が田植えなどの農作業に汗を流し、9月末には同じく兵庫県神戸市の神戸野田高校の生徒約200人が農作業を体験いたしました。また、同高校の学校祭に、受け入れ代表者が参加し、両町の農産物販売を開催して人気を呼んだことが報じられております。

国が3省連携により進めているこの事業は、100人規模で1週間という大プロジェクトであります。これだけの人数を収容できる宿泊施設や民泊の確保に加え、体験メニュー、世話をする人の確保など、地域の力量、つまり本市総合計画のキーワードである地域力が試される取り組みでもあります。

そこで、本市には、子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称、ふるさと子ども夢学校）の受け入れ拠点施設として、80名収容可能な社会教育施設であるつくも青少年の家が存在し、本年トイレなどを改修しております。また、隣接して6,300万円を投入して大改修したサイクリングターミナルなどを有していることから、優位性を十分発揮できる条件は整備されていると考えるのであります。総務部、教育委員会、経済部が連携を図り、このプロジェクトを堂々と受けとめ、事業参画に名乗りを上げるべきであると私は考えるのであります。市長の勇断による実行を求める次第であります。

以上、市長の前向きな答弁を期待し、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から農畜産物加工株式会社の運営に関する御質問について御答弁を申し上げますが、愛媛県立農業大学校実習生の受け入れ、あるいは子ども農山漁村のプロジェクトにつきましてもは経済部長のほうから御答弁を申し上げることにいたします。

まず最初に、事故米の不正転売問題にかかわって、本市農畜産物加工株式会社の運営について幾つかお尋ねがございました。今回の事故米の問題が発覚後、すぐる食品株式会社は、いち早く安全性が保証されるまでとして商品の自主回収に踏み切っており、こうした食品製造者としての真摯な姿勢というものは、私も牧野議員と同様にこれを高く評価するものでございます。しかしながら、一方では、このことが歪曲して受け取られ、結果として全国の学校給食の現場

が、卵加工食品の全般を敬遠することになったことは、極めて残念に思うところであります。

こうした中で、初めに、すぐる食品を総販売元とする本市の農畜産物加工株式会社にかかわって、地元原料の購入額と割合についてお尋ねがありました。平成19年度に、北ひびき農協から購入をした主な原料の実績で申し上げますと、バレイショが858万6,000円で100%地元産、端境期のあるキャベツが127万1,000円で52.8%、タマネギが44万1,000円で62.8%となっております。

また、この事故米問題の発覚後、すぐる食品とどのような連携協議を進めているのかのお話であります。私は、この問題の発覚直後から、宮崎社長と直接連絡をとり、お話をしてきたわけではありますが、1つには、今回の問題はすぐる食品が風評のいわば被害者であるという立場を、公の場でぜひこれを明らかにするためにも法廷に持ち込むことも一つの選択肢であることを進言いたしましたところでもあります。また、1つには、何としてもこの風評被害を最小限に食い止めることが先決であって、そのためにはまずは土別市が全国の先駆けとなって学校給食で卵製品を使用することで、他の市町村へのアピールを図ることとしたことでもあります。更に、国に対しましても、この風評被害の払拭と支援について強く要望していくことのお話をいたしましたところでもあります。

これに対して、宮崎社長からは、学校給食関係の卵製品の取引は深刻な状況だが、お好み焼き製品などは正常な取引となっているため、土別市の農産加工との取引は、少しでも今後とも増やしていきたいというような、ありがたいお答えでもありました。また、今は極めて厳しい状況が続いている、信用回復には時間がかかると思いますが、何としてもこの危機を乗り切っていきたいとの強い決意が示されたところであります。

こうした状況の中で、実は私も去る11月6日に上京した際に、会社を直接訪問して、激励をするとともに今後の対応について協議をまいりました。この後、今月の17日には農産加工株式会社の取締役会を開催する予定となっております。この席には宮崎社長が出席をいたしますことから、この取締役会の中でも、現状と今後の見通しについて報告をされるものと存じますので、そうした経過を踏まえて、今後の経営に当たってまいりたいと考えております。

更に、自主回収費用について、国の補てん策のお話がございました。農林水産省は、事故米の転売先として名前の公表された業者に対する緊急経営支援を円滑に実施をするために、第三者による委員会を立ち上げたところであります。この支援策の内容であります。風評被害で減収した利益の半年分の補てんや製品の自主回収費用、更には廃棄費の肩がわりなど、総額150億円規模となることが明らかにされております。また、この委員会では、支援対象者が事故米と知らずに購入した善意の事業者であるかの判断や、風評被害損失分の算定根拠など、さまざまな課題も出されたところであり、現在は事業者が提出する事故米の損害額などの申請内容を十分に確認するためのマニュアルを策定中とのことでもあります。

ただ、農林水産省は、この経営支援の予算は2008年度の第2次補正予算で措置をするとの方針ではありますが、現段階では補正予算案の提出は年明けになることが濃厚となっております。

めに、この支援策の内容を含め、確定するにはいまだ少し時間がかかるものと思っております。

次に、現在の農産加工の稼働状況と雇用の実態についてお話がございました。まず、工場の稼働状況ではありますが、いももちなどのパレイショ製品やお好み焼きなどのキャベツ製品は、順調に生産されております。しかし、主力の卵製品は生産調整が余儀ない状況となり、このため、10月と11月の操業日数はそれぞれ通常より3日間少なく、毎日生産された錦糸卵を週2回に抑えるなどの調整も行ってまいりました。このことによりまして、卵製品部門の稼働率は約3割となっており、工場全体としても約7割の稼働状況になっております。雇用につきましては、現在、社員5名、事務員2名、パート27名の合計34人体制ではありますが、特に今回のように会社の都合によって従業員を休ませた場合につきましては、労働基準法を遵守しながら賃金の6割の保証を行っている状況にあります。

また、本年度の決算見込みについてであります。ただいま申し上げましたように、主力製品であります卵製品の生産状況が、現在、通常生産の約3割となっておりますことから、仮にこのままの状態が明年3月まで推移をいたしますと、本年度の売り上げ目標2億8,000万円に対して、3,000万円減の約2億5,000万円程度になるのではないかと推計をいたしております。

次に、全道全国での学校給食の再開の状況についてであります。お話しのように、すぐる食品からは既に安全宣言が出され、このことによって関東方面から徐々に販売が再開されつつあると伺っておりますが、この風評被害を完全に払拭するには、いましばらくの時間を要するものと考えられ、特に道内におきましては、本市以外の市町村におきましても再開された情報は得ていないのが実態であります。このため、道内ですぐる食品の工場を有する深川市や中標津町とも今後の対応について協議をいたしているところでありますが、地域の経済を守る、地域の雇用を守るという観点から、本市はもとより、両市町の商工会議所とも連携をして、道や道教委などに対し、地域の実情を訴えながら、学校給食の再開を要請することで現在進めているところであります。

また、加工施設の経営基盤強化を図るために、サフォーク関連製品を製造しての施設の利活用や新製品の開発、更には安定した販路の開拓など、自立を含めた具体的な対応策についてであります。当農畜産物加工株式会社は、平成7年の会社設立以来、すぐる食品との連携の中で今日まで運営をいたしてきたところでありますが、この間、その時代時代のニーズに応じた数々の製品を共同開発して、しっかりとした販売網を確立する中で、事業運営の安定化に努めてきたところであります。このような今日までの経緯を踏まえて、今後におきましても、確固たる経営基盤を築くため、何よりもすぐる食品とのより一層の連携強化を図ってまいります。お話にありましたように、一方では地元法人としての独自性を出していくことも重要なことと考えておりますので、サフォークプロジェクト商品という御提言もございましたが、施設の有効活用という観点から、こういった方向がより効果的なのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げてまいりましたが、今回の事故米問題は、事故米とは知らずに購入したすぐ

る食品に対する風評被害となり、ひいては本市農産物加工株式会社にも大きな打撃として及んでおりますことから、市といたしましては何としましてもこの風評が払拭されますように、今後におきましてもできる限りの努力を傾注いたしてまいり所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、愛媛県立農業大学校実習生の受け入れ、及び子ども農山漁村交流プロジェクトにかかわってのお尋ねにお答えいたします。

まず、農業大学校実習生の受け入れについてであります。この取り組みは、愛媛農大における農業の後継者や指導者を旨とする学生の貴重な体験実習として位置づけられ、昭和40年代の研修は、市内酪農家における牧草収穫作業などが主なものでありましたが、その後は、大型機械の導入が進みましたことから、現在は畑作、野菜農家での研修もあわせ、受け入れ協力会が組織される中で継続して実施されているところであります。

そこで、この協力会の会員数と受け入れ農家戸数についてであります。現在の会員数は32戸で、今年実際に受け入れをした農家の実績は14戸となっております。

また、この実習期間中の費用負担についてであります。受け入れされる農家につきましては、食事の提供のほかに、必要経費として協力会へ実習生1人当たり8,000円を負担しており、この用途は実習期間中の傷害保険料や帰りのお土産代、受け入れ農家の女性で組織されているオレンジ会の親睦活動、更には毎年実施されております農業大学校収穫祭への参加費用などとなっております。

更に、実習期間と実習後における検証についてであります。この実習期間につきましては2週間とされており、この期間について、農家の方々からは、ようやく農作業や生活になれたころ実習が終わりとなるので、もう少し延ばすことができないのかとの意見もあるわけですが、学校側からは、カリキュラムの編成の面から実習期間の変更は難しいと伺っております。

また、実習の時期については、受け入れ農家を対象として、事前に実施したアンケート調査をもとにしながら、毎年5月ごろに開催される協力会の総会に学校の担当者も参加いただき、学校と協力会、更にはオレンジ会との交流も行う中で、実習中の課題や改善策も含め協議をいたしているところであります。これまでは、その年度により学生数の増減や受け入れ農家の事情などから、2班連続しての受け入れや時期を分けることで3班体制により実施した状況もありましたが、近年は作付を終えた7月の除草時期と9月の収穫時期の2班体制で実施しているところであります。

また、実習後の検証につきましては、毎回実習終了時に受け入れ農家を対象として、実習内容や生活状況などに係るアンケートを実施し、実習の成果や改善点などを学校へ報告する一方、学校自体におきましても、実習生から事前に体験学習に向けてのレポートを提出させ、実習終了後は全員の体験集として製本をして、受け入れ農家に配付しているところでもあります。

この中での実習生の声としては、愛媛では体験のできないことばかりで、農業への視野が深

まり大変有意義な体験実習であった、更に、2週間ではあったが家族のように接していただき、見聞きしたことは一生忘れないとの感想が大部分で、農業大学校においても、農業の厳しさと北海道農業の雄大さやすばらしさ、更には人と人とのつながりを実感できることから、貴重な体験実習であるとして位置づけされているところであります。

次に、受け入れ側としての効果についてであります。畜産農家の規模拡大に伴う飼養管理の作業や耕種農家における除草、更には野菜農家での収穫作業など、実習ではありますが、貴重な労働力としても評価をいただき、更に将来は就農や農業関連産業に携わろうとする実習生に対し、みずからの農業への取り組みや考え方を伝え、理解してもらえること、更に実習生からも意欲あふれる農業への取り組み相談があり、若者らしい新鮮味ある感覚に毎年触れることができることなど、この取り組みについて高い評価をいただいているところであります。

また、受け入れに当たっての課題と対応策についてであります。近年は経営規模の拡大に伴い機械作業が多いことから、実習作業は除草などの軽作業が中心となり、受け入れ農家も減少傾向にあることから、現在は1戸で複数の受け入れをすることなどにより対応しているところであります。また、近年は、実習生の食生活の変化への対応や、農作業に従事するのが初めての学生もあり、急激な環境の変化も重なる中で体調を崩すなど、健康状態に配慮した対応が求められることから、受け入れ農家全体で調理師を招いての講習会を開き、地域の特色ある料理の提供など、食事の改善などに取り組んでおります。

次に、この実習生受け入れに当たっての市の財政支援についてであります。受け入れの窓口は、当初の酪農組合連合会から現在の受け入れ協力会へと移行されており、事務局については昭和41年の受け入れ当初から市の経済部で対応してまいりました。市といたしましては、自分たちの子弟も他の地域で実習させていただいていることから、農大生の受け入れはそのお返しという気持ちで行っているという受け入れ農家側の意向やこれまでの経過もあり、毎年の研修事業そのものに対し直接的な助成はございませんが、これまで農家個々では対応できない学校側との連絡調整はもとより、実習中における学生の巡回指導、受け入れ生徒の病気やけがへの対応、更には受け入れ農家側の突発的な事情による研修先の変更への対応など、こうしたさまざまな状況に応じて必要な支援をするとともに、先ほど申し上げましたような料理講習会を開催するような場合は、市の負担により実施してきたところであります。

次に、収穫祭に対する旅費への支援についてであります。収穫祭への参加目的が実習生のその後の生活や学習活動の視察、更には大学校のイベントへの参加、交流が主なものでありますことから、助成対象としては難しい課題と考えておりますが、この収穫祭の参加に当たり、市も参加することで、受け入れ農家の現地でのサポートをするなど側面的に支援をしているところであります。また、これまでも受け入れから10年ごとの節目節目に行われてきた特別な企画の中で支援を行ってきた経過もありますことから、今後につきましてもこういった場面での支援について配慮してまいります。

また、実習生の受け入れ式、解散式に市理事者も出席すべきではないかとのお話であります。

が、受け入れ式では、実習期間中の生活などに係る健康管理や実習における作業中の注意事項から起床時間や携帯電話の使用に至るまで細かな指導を行い、実習を終え土別を離れる際の解散式では、2週間お世話をいただいた受け入れ農家はもとより、場合によっては昼夜を問わずに接してきた担当職員との別れを惜しむ和やかなセレモニーが行われるため、担当窓口となる経済部がこの対応に当たっているものであります。

しかしながら、毎年、学校長や保護者会の方々が来市の折には、その都度、理事者との懇談会を開催し、今日の農業情勢や農業実習のあり方などについて意見交換を実施しているものでありますので、今後においても、このようなことを通して、愛媛と土別が一体となってこの事業に臨めるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、実習終了後に市内の農業施設や観光案内をすべきとのことではありますが、これまでも受け入れ協力会において、あらかじめ日程を定めて市内視察ができないかどうかという検討をした経過がありました。しかしながら、農家の方々の作業スケジュールが異なることなどから、実施に至らなかったものであります。このため、農作業が雨などで中止の際に、農家の方々それぞれにおいて市内施設などの案内が行われ、また、学校としても実習終了後は博物館や世界のめん羊館を全員で視察し、その後、道内観光しながら帰省しているのが現状であります。そこで、実習終了後は日程も限られておりますことから、今後におきましては、受け入れ時の実習前に、本市農業の現状や農業関連施設の概要説明を行うなど、本市農業はもとより、まちづくりに対する取り組みなどが広く伝わるよう努めてまいりたいと考えております。

また、農業後継者との交流であります。地域によっては実習期間中に、受け入れ農家はもとより、受け入れ農家間や地域住民との交流を深め、農業への理解と今後目指すべき農業はどうあるべきかなどが論議され、ともに貴重な機会となっている状況もありますことから、こういった取り組みが農業を目指す本市農業者との交流へと広がるよう、受け入れ農家との協議のもとに検討したいと考えております。

長年にわたって実習生の受け入れをしてまいりましたが、本年度受け入れした実習生の保護者の方が随行して本市を訪れた際、その方も農業大学校の学生として30数年前、市内で同様に実習されたことを懐かしく話されておりました。二世代にわたる実習生を迎え、実習生が社会人となってからも、引き続き受け入れ農家と地元農産物などのやりとりなどが継続されるなど、北海道と四国では、気候風土が大きく異なるものの、食の生産を担う農業人として、本市の農業に触れた応援団が全国に広がっているということは貴重な財産でありますので、今後とも協力会の連携のもとに、本市農業の魅力を発信する中で、農業大学校実習生が農業の担い手として、更には、今年の実習生の中には実習農家の御主人をお父さんと呼び、将来はお父さんの後を継いで北海道で農業をやるという力強い言葉を残して帰った学生もおりますことから、こういったことが現実のものとなるように努めてまいりたいと考えております。

次に、子ども農山漁村プロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、農山漁村での宿泊体験活動を通して学ぶ意欲や自立心、更には思いや

りの心などをはぐくみながら、力強い子供の成長を支える教育活動として、また一方では、受け入れを行う農山漁村にあっては、少子・高齢化や過疎化の進行などにより農業・農村の機能を維持することが困難となる状況も危惧されることから、本プロジェクトの活用により、地域経済への効果や地域コミュニティの再生、更に生きがい創出などによって地域の活性化につながるものと位置づけられているものであります。

そこで、本市の持つ優位性を発揮して、このプロジェクトへ名乗りを上げてはとのお話がありました。本市では、地域の個性と資源を生かし、これまでサフォークでのまちづくりやスポーツ合宿、更には自動車等試験研究や生涯学習を通してのさまざまな交流を進めているところであります。

このような状況の中で、これまでに農村が有する資源などを生かした地域による受け入れの取り組みといたしまして、先ほどお話しいたしました愛媛農業大学校生徒の受け入れ、更には友好都市であります愛知県三好町の小学生の受け入れなど、農家での体験が行われておりますし、加えて、オーストラリア、ゴールバーン市の高校生短期留学研修など、現在まで多くの人と人との交流が生まれてきているところでもあります。また、地域の方々の自主的な取り組みにより市外から多くの子供たちが参加をしているきたごりんファームでの稲作体験や、川西ジャガイモ農家農園など、毎年参加している方々からは、農業に従事している人方の苦労が味わえた、作物の収穫の喜びを体験できたなど、大変好評とお聞きしており、まさに地域に元気を与える活動がなされているところでもあります。

このように、本市ではこれまでさまざまな農業・農村の体験の取り組みを実施しているところではありますが、近年の動向を見ますと、体験教育旅行の受け入れも視野に入れた検討を行うことが必要と考えるものでもあります。しかしながら、100人規模の宿泊を伴う体験となりますと、お話のように本市の施設の活用も必要となるわけではありますが、実際に農家の受け入れにあっては、体験させる作業の内容に始まり、病気やけがをしたときの緊急時の対応など、しっかりとした体制の構築と、受け入れる側としての農業者間での合意が前提となります。このような状況から、こうしたさまざまな課題を農家の方々や本市の担い手支援協議会など、関係機関と一体となって協議をいたしながら、まずは、現在上川支庁との間で、具体的な取り組みに向けて、この可能性を協議している農業体験修学旅行の受け入れについて、各部局とも連携することで鋭意検討してまいりたいと考えております。

この農業体験修学旅行の受け入れに関しましては、受け入れ規模や体験内容など、一定程度、受け入れ農家側の意向に沿った受け入れも可能と伺っておりますことから、今後は、例えば1つの地域において受け入れ農家の合意形成のもとに、モデル的に受け入れができるような体制も視野に入れながら、具体的な検討をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げましたが、学校や家庭では得られない貴重な農家での体験をした子供たちが、地域を訪れるリピーターとして、更には、将来ぜひ土別の地で農業を志したいという夢を一人でも多く抱いていただけるよう、これからも本市農業・農村の活性化に向けて、地域一丸とな

り当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 17番 山居忠彰議員。

17番（山居忠彰君）（登壇） 平成20年の士別市議会第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

なお、新年度予算編成についてと地上波デジタル放送についての質問は、さきの同僚議員の同趣旨の質問と重複している点が多いので、割愛させていただくことにいたします。

それでは、まず最初に、裁判員制度についてであります。

2009年5月21日施行の本制度の問題点からお伺いをしてまいります。

司法の歴史に画期的とも言える新たなページを開く、市民が刑事裁判に参加する裁判員制度が始まるのを前に、先月28日、全国の候補者に名簿記載通知が一括発送されました。混乱なくスタートするためにも、市民が抱えている不安を少しでも取り除くことが何よりも重要だと思えます。4年前に、国会で裁判員法が成立して以来、これまで市が果たしてきた広報活動などの取り組みの経過と、市民から寄せられた疑問、意見、指摘された問題点などをお聞きいたしたいと存じます。

裁判員裁判が実施されるのは、国内60の地方裁判所、無作為に選ばれた裁判員候補者は全国で29万5,027人、道内は1万300人、本市は46人であります。裁判員になることが禁じられているのは、国会議員、省庁幹部、自治体首長と法曹関係者や警察官、自衛官などと言われていますが、ほかにはどういう立場の人が該当するのでしょうか。例えば、副市長を初め、市の幹部職員なども該当するのでしょうか。

裁判員に選ばれたら、原則として辞退できないことになっています。高齢者や学生、重病人や妊婦、農繁期の農家や会期中の議会議員など、正当な理由、やむを得ない理由があれば認められることになっていますが、具体的にほかにどんな理由のものがあるのでしょうか。そもそも、多忙な現代人に、突然厳しい上からの義務づけは、憲法の自由権や財産権の保障とも衝突するのですが、全く問題はないとされているのでしょうか。内閣府の世論調査によれば、8割の人が制度導入に消極的で、3人に1人は参加したくないと回答しています。また、制度自体の廃止や延期を求める声に加え、慎重論者も多いのが現実です。簡略化や迅速化を優先する余り、審理がおざなりにならないように、公判前整理手続の検証も必要でありましょう。代用監獄の廃止、取り調べの可視化、証拠開示の必要最低条件が整わなければ、一般の人が知らぬ間に冤罪に加担してしまう可能性もあるのです。裁判員の判決責任は生涯負わなければならないとも言われていますが、一体全体どこまで問われるものなのでしょうか。

行政や選挙管理委員会のかかわりと守秘義務についてもお聞きいたします。

裁判員法は、候補者本人が選ばれた事実を不特定多数の人に知らせることを禁じています。家族や職場の上司など、最小限の人にしか伝えてはいけないという規定がありますが、周知不足は否めません。今後、毎年繰り返されるであろう混乱やトラブル発生に、行政として市当局

はどう取り組もうとしているのでしょうか。それとも、我関知せずなのでしょう。少なくとも、候補者はもとより、一般市民に与える心理的負担軽減に向けた役割があるのではないのでしょうか。

市民の中には、裁判員になることに真剣に備えるという意欲ある人も、面倒くさいという人もいます。また、唐突な通知を受け、驚きや戸惑いの声も上がっているのです。インターネットの掲示板には、実にさまざまな意見が書き込まれています。毎年、有権者名簿から無作為選出して、旭川地方裁判所に予定者名簿を提出することになっていますが、いわば守秘義務だけの選挙管理委員会や本市総務部はいや応なしに制度を推進する側となるわけですが、これらの声にはどう答えていくつもりなのでしょうか。

更に重要なこととして、市職員が裁判員候補者に選ばれた場合、当然、有給休暇がとれますが、臨時職員や再雇用職員などのときはどうなるのでしょうか。裁判員特別休暇制度を設けるべきだと思います。市内の多くの民間企業でも、パートやアルバイト、契約社員らの非正規雇用者の増加で雇用形態が極めて複雑化する中、働き方に合わせた裁判員参加への便宜の図り方を考える必要があるのではないのでしょうか。行政側からも、中小企業や非正規雇用の人たちの事情をできる限り酌み取る工夫や情報提供をしなければいけないと考えますが、いかがでしょうか。

また、法律的知識を持たない、ごく普通の一般人が被告を裁くという重責に耐えられないこともあるかもしれません。凄惨な事件現場の状況を聞いたり、写真を見たりして、精神的なショックを受ける裁判員もいるでしょう。量刑などを決める評議の内容を口外すれば、罰せられることへの重圧も抱え続けなければならないのですから、緊張が解けません。守秘義務があるといっても、裁判そのものは公開しているので、犯人グループからねらい撃ちされる可能性も、皆無ではありません。いわゆる、裁判員の心のケアの問題で、裁判所に任せきりでいいものなのでしょうか。

更に、いまだに法曹関係者からも、物心両面で国民に著しい負担を強いる、短期終結が被告人の不利益となる可能性がある、評決は裁判官優先で裁判員はわき役にすぎない、評議の非公開で密室手法を助長しかねない、地裁、高裁、最高裁の三審制の否定につながりかねない、無期懲役の選択増できわめつきの凶悪犯にも死刑判決が下されない懸念がある、裁判員は暴力団からの買収や脅迫といったターゲットにされる可能性がある、憲法が定めた裁判官の独立に反する、裁判員の義務は憲法が禁じる苦役に当たる、裁判員制度を違憲とする訴訟への対応もあるなどの指摘が絶えません。将来、国民的制度として定着していくためには、本市も必要財源の予算化等、きめ細やかなフォロー体制の整備が欠かせないと思いますが、田苅子市長の御見解をお伺いしたいと存じます。

次に、小学校での英語教育についてお尋ねします。

2009年からの移行措置を経て2011年から全面実施される新学習指導要領の是非についてお聞きいたします。

小学校5、6年生の外国語活動、主に英語ですが、2011年度から完全実施されるのを前に、実際に英語の授業が行われる移行期間が来年度の2009年度から始まります。文科省は、新学習指導要領の開始に先駆け、英語教材の作成に乗り出し、春までに全国の小学校に配布する予定です。小学校英語の必修化の流れが固まったのは3年ほど前からですが、土別市教育委員会としてはこれら一連の動きをどうとらえ、どのような対処をしようとしているのでしょうか。

全国の教育委員会の対応では、信じられないほどの大きな格差が生じています。そもそも、小学校での英語教育の何が問題なのでしょう。早期英語教育のメリット・デメリット論争は、長年不毛の議論として延々と続いてきました。無意識で適応力のあるうちに、異質なものに対する寛容や思いやりといった国際感覚を見につける効果は絶大とするグループと、母国語でさえ満足でない子供に外国語を強要するのには無理があり、日本の歴史や文化や敬語を学ぶのが先だとするグループの議論は、全くの平行線で、かみ合う兆しささえありません。肝心の保護者も、必修化は求めているものの、効果への期待はそれほど膨らんでいないのが実情です。未解決の矛盾を抱えたままで船出しようとしている点では、見切り発車の裁判員制度と似たところがありますが、本当はどうあるべきなのか、新任で新進気鋭の安川教育長の御見解をお伺いしたいと存じます。

政府は、英語を国際共通語と位置づけ、急速に進むグローバル化に対応できる英語のコミュニケーション能力を重視してきました。なのに、なぜ日本人は英語が苦手なのでしょう。受験英語を中心とした、従来慣行の中学校、高校、大学での英語教育の手順、メソッドの誤りはもちろん、英米人とは脳の活動に違いがあり、英語脳になり切れないのが原因の一つとも言われていますが、教育の機会均等の見地からは、国のデジタル社会化で都市と地方に大きな格差があるような落差を持ち込んではいらないと思います。そのためには、小・中一貫や相互乗り入れ、クロスオーバー、教育特区など、斬新的な手法も含め、必修化導入を先んじて受け入れ、学習効果の上がる方策を真剣に考えるべきではないでしょうか。

ところで、新学習指導要領の改訂では、中学校でも2012年度から武道が必修となります。器械運動、陸上競技、水泳競技は以前から必修でありましたが、これからは武道とダンスも必ず学ぶことになるのです。これらのねらいと課題は一体何であると認識なされておられますか。また、系統立った指導者養成や柔道、剣道、弓道、なぎなた、相撲などの武道場や武具の充実といった環境整備が不可欠になりますが、今後、どのように取り組んでいかれますか、お答えください。

最後に、本市の過去・現在の取り組みと将来構想についてもお聞きいたします。

昨年4月、約40年ぶりに全国一斉の学力テストが実施されました。かつて、過度の競争を招くとして廃止されたのですが、子供の学力を把握するため、全国学力学習状況調査として復活をいたしました。今年4月にも第2回目の全国学力テストが実施され、北海道教育委員会は先月26日、結果分析を踏まえ、道内14支庁管内別の正答率傾向や学力向上への提言をいたしました。土別市教育委員会も、本市の成績結果分析を踏まえて、広く公表することも含め、学校現

場にフィードバックし、子供たちの学力を底上げ、ボトムアップする考えはございませんか。

顧みると、02年からのゆとり教育路線は、画一的な詰め込み教育の反省から始まりました。新指導要領は、現行の生きる力という学力観を継承し、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成のバランスをとることを目指す、脱ゆとりであることは明らかです。しかし、公教育の自由化とともに、深刻になりつつある教育格差の問題も、避けて通れなくなりました。犯罪の低年齢化やいじめ、学級崩壊、不登校、児童虐待、大麻所持など、目を覆いたくなるような教育現場の荒廃も、重大かつ喫緊の課題であります。そして、親の学歴と富みを背景にした教育投資も、世界的な金融危機や景気低迷の世相を反映したまま、子供の将来を決定づけてしまうというシビアな現実が待ち受けています。これらにどう立ち向かうべきなのでしょう。あらゆる制度の充実を初め、総力を挙げて支援体制を整える方策や考え方をお示しいただきたいと存じます。

今回、必修化される小学校の英語教育は、5、6年生を対象に実施される週1こまの英語活動であります。検定教科書は使わず、成績評価もしない、英語になれ親しむことが授業の目的なので、歌やゲームを交えて、聞く、話すに重点が置かれるのです。クラス担任を中心に、ALT（外国人指導助手）や英語に堪能な地域住民の協力が何より必要でありましょう。そこで、現在のALTの活動状況を聞くとともに、複数体制への増員や、小学校と中・高英語教員などとの相互派遣支援をする地域キャンパス制度を提案したいと思えます。

士別市内の小学校教諭らが、英語の指導法を模索する動きが出てまいりました。模擬授業を互いに企画しながら、効果的な英語教育のあり方を探ってもいるようです。上川管内22市町村でつくる上川教育研修センターでは、小学校英語の指導法に関する教員向けの講座を昨年からスタートさせました。しかしながら、学校によっては無関心な教諭との意識差や英語アレルギーがある先生もいらっしゃいます。市教委挙げて、本市英語教育のすそ野を広げる活動をしていただきたいと存じます。

市内の小学校英語教育についての過去と現在の取り組み状況、及び来年度からの経過的取り組みと2011年度からの本格的取り組み、更にはあるべき姿としての将来構想をお伺いして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、裁判員制度に関する御質問のうち、導入の経過と総体的な考え方につきましては私から御答弁を申し上げます。裁判員制度の個別の内容等々につきましては総務部長から、また、小学校での英語教育につきましては教育委員会から答弁をしていただきます。

裁判員制度は、御承知のように、平成11年7月に内閣に設置されました司法制度改革審議会が平成13年6月に取りまとめた意見の中で、司法制度改革の3つの柱の一つとして国民的基盤の確立を掲げ、その中核として導入が提言されたものであります。その後、内閣に設置されました司法制度改革推進本部におきまして、裁判員制度導入のための法律案の立案作業が進めら

れ、平成16年3月に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案が国会に提出をされ、同年5月21日に可決、成立をし、同月28日に公布されたものであります。平成20年4月18日に、同法律の施行期間を定める政令が公布され、平成21年5月21日からいよいよこの制度がスタートするわけであります。

この制度の導入に当たりましては、市民の持つ日常的感觉を反映することができる、司法に対する国民の理解が深まるといった賛成の意見の反面では、職業裁判官でも判決をためらう死刑判決を行う場合の精神的重圧、審議日数を減らすことによる処理機能の低下など、問題点を指摘する声があることも、私もこれは承知をいたしているところであります。

しかしながら、この法律の趣旨であります、国民の中から選出をされた裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することによって、司法に対する国民の理解増進と信頼の向上を図ることがこの制度の中で有効に運用されることにより、日本の司法制度の公平性や透明性が高まることも期待されます。また、司法の先進国でありますアメリカやヨーロッパにおきましては、既に国民が裁判に参加する制度が導入されており、司法に対する信頼と理解が深まっていることを考えれば、日本における本制度の導入も一定の役割を果たすものと考えております。

裁判員としての重責や精神的な苦痛、あるいは参加する際の社会の理解など諸課題もありますが、最高裁判所では、悲惨な事件の審議を担当した裁判員の心のケアを行うための相談窓口を設ける方針のようでもあります。

また、この問題はいずれにいたしましても、裁判員制度というのは日本の法曹界いわゆる裁判所、検察庁、弁護士会等の共通の理解のもとで国会の最高機関である議決を経て発足をし、制度化されたものであります。したがって、政府におきましても、施行後3年を経過した暁に、必要に応じて制度の見直しを図ることとしており、けさの新聞報道では運用の問題点を検証するための有識者懇談会も設置されるとのことでもありますので、私ども当面としては、そうした動きを見ながらの対応ということになるものと考えているところであります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、裁判員制度の個別項目についてお答え申し上げます。

最初に、裁判員制度の問題点についてのお尋ねであります。

本制度は、これまで市民が経験したことのない新しい制度への参加となりますことから、制度への疑問や困惑といったことが当然予想されますので、その制度内容の周知徹底については、特に重要であると認識しているところであります。そこで、本市における広報活動と市民からの問い合わせの状況ではありますが、広報活動につきましては、裁判所が作成しましたポスターの掲示及びパンフレットの配布を行うほか、市といたしましても、広報11月号に裁判員制度の特集を掲載し、制度の基本的事項などを広く市民に周知を図ってきたところであります。

また、市民からの問い合わせは現在のところございませんが、最高裁が11月29日から東京に設置したコールセンターには、連日多くの問い合わせがあり、その内容の半数以上が、辞退に

関する内容であると伝えられているところであります。

次に、裁判員の職務につくことができない方々についてであります。議員のお話にありましたほかには、国務大臣、司法書士、法務省の職員、弁理士、公証人、大学の法律学の教授または准教授などとなっており、お尋ねのありました副市長を初め、市の職員については規定に入っていないため職務につくことができるものであります。

次に、裁判員になることについて辞退の申し立てをすることができる理由についてであります。年齢70歳以上の者、学生・生徒、過去1年以内に裁判員候補者として出頭したことがある者、その他やむを得ない事由があり裁判員の職務を行うことが困難な者となっております。特に、やむを得ない事由の項目につきましては、重い疾病または障害により裁判所に出頭することが困難であること、介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護または養育を行う必要があること、また、その従事する事業における重要な用務であって、みずからこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあることなど、多岐にわたって想定されており、個々人の事情には一定の配慮がなされるものと判断をいたしております。

次に、裁判員の判決責任についてであります。確かに、刑事裁判は人の一生を左右するものでありますから、その責任は重大なものがありますが、裁判員は一人だけで判決を出すわけではなく、他の裁判員や裁判官と十分議論をした上で、一つのチームとして結論を出していく制度となっておりますので、参加される市民の方々にとって過度の負担とならないよう強く望むものであり、議員のお話にもありましたように、多くの市民の皆様が心配されていることにつきましては十分理解をするものでありますので、そういった相談があった場合には、裁判所等とも連携をとりながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、行政や選挙管理委員会のかかわりと守秘義務についてのお尋ねがありました。

裁判員の守秘義務につきましては、裁判員本人の保護のため設けられたものであり、裁判員でいる間には、裁判員に選ばれたことなどについて公にすることは禁止されています。しかし、公にすることとは、出版、放送といった手段による場合や、ホームページなどに掲載するような場合など、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることであり、日常生活の中で家族や親しい人に話すことは禁止されておりませんし、職場の上司や同僚の理解を求めることにも、何ら問題はないとされております。今後においては、市民が心理的負担を感じることをないよう、市といたしましても、広報紙などを通じ、更に制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本制度と選挙管理委員会のかかわりについてであります。裁判員候補予定者の選定につきましては、法律において市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補予定者として裁判所から通知された数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、これに基づき選定作業を実施したところであります。具体的な選定方法といたしましては、裁判所が作成した選定調整システムにより選挙人名簿から無作為に候補者を選

定し、裁判所への報告に当たっては、名簿を暗号化し磁気データとして送付するなど、個人情報の保護にも努めてきたところであります。

次に、裁判員の仕事に従事するための環境整備についてであります。本制度においては、裁判所から呼び出しを受けた裁判員候補者は、その期日に出席しなければならない義務があり、また、必要な休みをとることは労働基準法で認められております。しかしながら、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることについては義務化されておらず、各企業の判断にゆだねられておりますことから、裁判員の仕事に従事するための環境整備が今後の大きな課題の一つであると考えております。本市では、現在、裁判員制度のための休暇制度は特に設けておりませんが、裁判の状況によりましては、年間相当の日数を要することもありますことから、職員はもとより、臨時職員も含めた取り扱いについては、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、裁判員制度に係る予算については、現在のところ、直接市の負担となる経費はないものであります。仮にそうしたことが想定されるとすれば、国において責任を持つものと認識をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教育にかかわる御質問につきましては、私から御答弁申し上げます。

このたびの学習指導要領の改訂を踏まえ、小学校における英語教育導入にかかわって幾つかのお尋ねがございました。

まず初めに、小学校における外国語活動完全実施に向けた国の一連の動きをどうとらえているのかとのことであります。このたびの学習指導要領の改訂では、改正教育基本法等において、我が国の伝統や文化を尊重し、郷土を愛する態度を養うことが教育の目標とされ、現行の学習指導要領のもとで進めてきた生きる力をはぐくむという理念を実現するため、確かな学力の向上やそれらを確立するために必要な授業時間数の確保、学習意欲の向上や豊かな心や健やかな体の育成のための指導充実など、これら具体的な手だてが示されたものと受けとめております。

とりわけ、小学校段階における英語教育の導入については、さきの中央教育審議会の答申を踏まえ、今日の社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、異なる文化の共存や持続可能な発展に向けての国際協力が求められているとともに、人材育成面での国際競争も加速化していることから、学校教育において、外国語を充実し、我が国の文化を含めた言語や異文化に対する理解と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成であるとされていることから、十分必要かつ意義のあるものと考えております。

そこで、小学校での英語教育導入の是非についての私の見解についてであります。我が国は近年、国際化、グローバル化というキーワードとともに、実態として多くの小学校で何らかの英語活動が行われている現状を踏まえ、スポーツにおいても、芸能においても、特

定の分野でプロとしてすぐれた技能を発揮している人は、間違いなくその技術を幼少から磨いており、外国語にあっても例外ではないとの考え方から、早く始めれば早く習得できるといった賛成派がいる一方、外国語を習得するには一定の適齢時期があり、母国語である日本語の習得すら十分でない幼少期にあっては、英語を学ぶ前に日本語の勉強が必要であるとの論点から、小学校での外国語活動の導入を否定的に考える反対派がおられることは承知いたしております。

こうした賛否両論の中で、平成16年の読売新聞の世論調査においては、約8割の人が小学校での英語教育に賛成であり、そのうち7割の人が公立小学校で英語を教科にすべきとして、小学校での英語教育に対する期待が大きいとの結果が出されているとの報道もあったところであります。

新学習指導要領においては、児童の英語スキルそのものを向上させることが目的ではなく、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化になれ親しんだりすることを目的とした教育課程上の位置づけから、義務教育としての共通指導をなす内容が示されており、私としては、こうした指導要領の目的や社会のニーズを参酌いたしますと、小学校における英語教育活動は時宜を得た取り組みであり、世論の動向にも合致したものであると考えております。そのようなことから、今後国から提示される教材などを活用して、学校において円滑に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育の機会均等の見地から、必修化導入に先んじて英語学習を受け入れ、学習効果が高まる方策を真剣に考えるべきではないかとのお尋ねであります。このたびの学習指導要領の改訂においては、すべての教科等で言語の力を育成することや、外国語教育の充実を図ることなど、内容面の改善が図られることから、教員の実践的指導力の向上を目指す研修が極めて重要と考えております。北海道教育委員会は、本年度から2カ年にわたり各小学校で外国語活動を中核となって推進する教員の養成を図るための研修を実施することとしたことから、本市においても各学校と調整を図りながら教員の派遣を行っており、今後、この研修を受講した教員が各学校の推進役となって校内研修を実施することといたしており、こうした校内指導体制を整え、外国語活動の円滑な導入に努めたいと考えております。

また、現在、教育委員会に配置しております英語指導助手の活用を初め、ネイティブスピーカーとして英語に堪能な地域の方々の方々の活用も視野に入れ、教員とチーム・ティーチングの展開が可能となるような体制整備を検討してまいります。

次に、中学校での武道の必修化のねらいと今後の課題についてのお尋ねであります。本年1月に出された中央教育審議会の答申では、学習を通じて、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるよう、指導のあり方を改善することが示されたところであります。これを受けて文部科学省では、武道を含むすべての伝統と文化の領域を必修化することとし、新学習指導要領に盛り込まれたところであります。このねらいは、生徒が生涯にわたるスポーツライフを実現する保健体育の領域の学習を十分に体験させた上で、それらを基礎として、将来探求したい運動を選択できるようにすることが重要との考えから、従前の選択制を必修化し、我

が国固有の武道について、より一層触れることができるようにすることであると理解しております。この武道の必修化により、各学校では施設面での整備とあわせて、用具についても確保する必要性があり、今後の文部科学省並びに北海道教育委員会の財政的な対応を含め、注視している状況であります。

とりわけ、平成24年度からの完全実施に向けて、これまで以上に生徒の安全確保に留意するとともに、各種条件整備に努める必要があります。まず、指導者確保の対応ですが、全中学校に武道を指導できる教員を配置することを前提に、仮に困難な場合にあっては、外部指導者の活用を検討する必要がありますし、施設面の整備、あわせて用具についても確保しなければならないことから、文部科学省では移行期間内での整備促進のための交付金等の新設、拡充を実施するとされておりますことから、今後、これらの動向を踏まえ、各学校と完全実施に向けた環境整備について協議を進めてまいる必要があると考えております。

次に、さきに実施した学力テスト実施結果の分析を踏まえ、公表を含め学校現場にフィードバックする考えはないのかとお尋ねであります。昨年度に引き続き実施された全国学力学習状況調査の実施結果の取り扱いについては、北海道教育委員会からの調査結果データに基づき、本市の児童・生徒の学力、学習状況の傾向などの分析を加え、全学校に通知するとともに、学校におきましては、日常の学習指導等効果的な取り組みや課題を明らかにして、改善策を明示した学校改善プランを作成し、子供たちの学力向上に向け取り組んでいるところであります。あわせて、本市の分析結果については、昨年同様、市のホームページで公表することといたしております。

次に、教育格差が発生している現実はどう立ち向かうのかとお尋ねでございます。保護者の学歴や職業といった、いわゆる家庭の経済力によって子供の学力格差が広がっているとの認識を踏まえてのお尋ねであります。今、我が国の経済状況は混迷を深める中において、私もこうした経済的格差が教育の現場にも派生していることを憂慮する一人であります。一般論で申し上げますなら、格差というのは常に存在するわけでありまして、頑張った人とそうでない人に差ができるのは当然のことではあります。しかし、その格差が許容できる範囲かどうか、あるいはまた、その格差はフェアな競争の結果かどうか、仮に公正でない結果であれば、そのこと自体、当然問題であると認識いたすものであります。

申し上げるまでもなく、教育基本法は、等しく教育を受ける権利を保障し、機会均等を明示しており、経済的格差ゆえに教育を受ける機会が不平等になれば、それは人生の出発点における回復不可能な格差問題となってしまうわけであり。私は、教育こそが経済格差を克服する唯一の機会であると考えますことから、全国どこで生まれても、どこで教育を受けても、必要な義務教育のレベルを保障するという我が国の教育制度は堅持すべきであり、国家がむやみに公教育の自由化を進めるべきではないと考えます。社会的身分や経済的地位などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある者が、経済的な面で心配をすることなく、安心して学べるよう、国などにおいて適切な措置を講ずるとともに、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国す

すべての地域において国庫負担制度の一層の充実を図ることが求められるものと考えております。

次に、中学、高校の英語教員を小学校に派遣支援する地域キャンパス制度の御提案とともに、今後の本市における英語教育のすそ野を広げる活動についてのお尋ねがございました。

まず、英語指導助手の活動状況についてであります。現状では、中学校での英語授業が中心であります。一部、小学校においても学校からの要請に基づき月1回から2回程度の英語学習活動をいたしております。今後におきましては、前段でも申し上げましたとおり、外国語活動の円滑な導入に向け、議員からの御提案も含め、有効な体制整備について学校とも十分協議検討を進めるとともに、教員に対しては、新学習指導要領に基づく英語教育指導法の習得のため、上川教育局が主催し、専任講師を派遣するフロンティアサポート事業の積極的活用を促してまいりたいと考えております。また、生涯学習推進事業の一環として、児童を対象に実施しているいきいき英語ランドの充実など、学校教育外での取り組みを一層推進し、外国語を取り巻くすそ野の拡大を図ってまいる考えであります。

最後に、小学校英語教育の取り組みの状況についてであります。過去におきましては、文部科学省により導入された語学指導等を行う外国青年招致事業により、平成14年度から英語指導助手の活用を図り、総合的な学習の時間において国際理解を深めるための学習活動に当たってきたところであります。現在は、さきに申し上げましたとおり、学校からの要請に基づき、市内7校で月平均2回程度英語学習に当たっており、今後におきましては平成23年度の全面実施に向け、その体制整備の検討に着手する考えでありますし、もとより、このたびの新学習指導要領に基づく英語学習の目標である言語や文化に関するテーマの設定により、英語指導助手等の活用を通じて、コミュニケーションの体験及び場面やテーマに応じた基本的な単語や表現を用いて、音声面を中心とした学習活動を行い、言語や文化について理解できる児童の育成に努めてまいる所存であります。

以上申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午前11時38分散会）